

プレコンセプションケア推進（プレコン健診）事業業務委託 仕様書

1 業務の目的

将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みとして、男女に対し妊娠・出産に対する正しい知識の普及を図るとともに、女性を対象にプレコン健診を行い、仕事、結婚、子育てなどの人生のイベントを踏まえて、多様な選択肢の中から自分らしいライフデザイン考え、将来の妊娠を考えながら自分たちの生活や健康に向き合い、健康な生活習慣を身につけるきっかけを提供することを目的とする。

2 履行期間

契約締結の日から契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務内容

(1) プレコンセプションケアセミナーの開催

(ア) 対象者

県内在住もしくは県内在勤の18歳～39歳の参加を希望する男女

(イ) 参加予定人数

1,000人以上とし、上限なし（オンライン動画研修含む）

(ウ) セミナーの内容

一般の男女がプレコンセプションケアやプレコン健診の主旨や検査項目等を正しく理解してもらう内容とする。

(エ) 実施方法

対面（現地）開催とオンライン動画研修（eラーニング等）の両方の形式で実施すること

※受講済みであるか判別できるように、受講者の管理ができるようにすること。

※受講者が修了済みであることが客観的に示せるようにするため、受講証明書発行等ができるようにすること。

※セミナーに係る講師等の謝礼費・旅費については、受託者が負担することとする。

(2) 卵子凍結に関するセミナーの開催

(ア) 対象者

県内在住の未受精卵子凍結保存を希望する女性

(イ) 参加予定人数

上限なし（オンライン動画研修含む）

(ウ) セミナーの内容

卵子凍結保存を希望する方に卵子凍結を正しく理解してもらう内容とする。

(エ) 実施方法

オンライン動画研修（eラーニング等）で実施すること。

※受講済みであるか判別できるように、受講者の管理ができるようにすること。

※受講者が修了済みであることが客観的に示せるようにするため、受講証明書発行等ができるようにすること。

※セミナーに係る講師等の謝礼費・旅費については、受託者が負担することとする。

(3) プレコン健診の実施

(ア) 対象者

県内在住もしくは県内在勤の18歳～39歳の女性

(イ) 参加予定人数

1,000人（予定）

(ウ) 実施方法

県内の健診機関と連携し、プレコン健診に賛同する企業でプレコンセミナーを修了した女性職員の中で、プレコン健診の希望を募り、職域健診等でプレコン健診を実施する。

また、プレコン健診に賛同する企業の職員以外の対象女性も、プレコン健診を受診できるようにするため、職域健診以外でも、別途プレコン健診単独で受診できるように体制を整えること。

(エ) 検査項目

検査項目は概ね次のとおりとし、山梨県、健診機関及び医療機関と協議して決定する。

① 貧血検査（Hb・RBC・WBC・MCV・MCH・MCHC・PLT）

② 血糖検査（HbA1c、空腹時血糖）

③ 生化学検査

肝・脂質（AST・ALT・ γ -GTP・Cr・Na・Cl・K・UA・T-CHO・LDL・HDL・TG）、甲状腺（TSH、FT4）、Fe、フェリチン、梅毒定性（RPR定性、TP定性）、HBs抗原、HCV抗体、葉酸、ビタミンD、風疹IgG（HI）、AMH（抗ミュラー管ホルモン）、亜鉛、尿定性

(オ) その他

実際のプレコン健診での検査実施等にかかる業務については、健診機関へ委託することを可能とする。

(4) 結果表通知、及び必要に応じた医師によるオンライン面談の実施

(ア) 実施方法

健診機関からの検査結果データを受託者へ送付し、担当医師と検査結果データの連携を図る。

その後、医師が検査結果を踏まえて、受診者へ通知する結果表を作成する。

必要に応じて受診者に県内医療機関の医師によるオンライン面談を提供する。

(イ) その他

医師によるオンライン面談や結果表の作成等については、県内の医療機関へ委託することを可能とする。(医師の負担軽減のため、受託者も検査結果データを共有し、結果表作成の補助が出来る仕組みとすること)

(5) 受診者にアンケート調査の実施、検証

アンケートの内容については、山梨県、医療機関と協議して決定する。

(6) その他

すべて電子上で申請や検査結果の閲覧等を行えるよう、電子システムを構築すること。

4 成果品

(1) 業務完了報告

【提出物】

- ① 報告書
- ② 報告書概要版
- ③ その他(打ち合わせ記録、本業務で使用した各種ドキュメント) 5部
- ④ 電子データ 1式(報告書、報告書概要版、本業務で収集・作成したデータ一式)

5 業務上の留意事項

- (1) 本業務の全部を一括して再委託することは認めない。ただし、本業務の一部を再委託する場合については、事前に山梨県の承諾を得るものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への遺漏がないように注意すること。また、委託者である山梨県が提供する資料等を第三者に提供したり、目的外に使用したりしないこと。

- (3) 本業務の実施で得られた成果、情報等の所有権や著作権は山梨県に帰属する。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとし、山梨県の許可なく他に使用あるいは公表してはならない。また成果品及び資料等の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (5) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。成果品や資料等の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 本仕様書に定める事項のほか、山梨県財務規則及び関係法令を順守すること。
- (7) 本業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (8) 事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合や業務執行上やむを得ない事情が発生した場合など、当該仕様書に記載されていない事項や疑義が生じた場合は、山梨県と受託者双方が協議をして、これを処理すること。
- (9) 本業務の履行にあたって知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第50号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。